

中国「双無」の 農村大学生

二〇〇九年、中国の大学卒業生は六一一万人と空前の規模となった。これに伴って大学生の就職難は一段と深刻化し、卒業間近な六月上旬に至っても就職内定率は四五%に留まっている。大卒者が二〇〇万人を突破した二〇〇三年から、政府は多様な就業政策を展開し、破格の条件で大学卒業生を「村官」（村の幹部）や小中学校教員として農村に送り出すプロジェクトなどを推進してきたが、今年も大卒者の三〇%はいわゆる「待業」（就職待ち）状況になりそうである。このような就職難の中で社会的に注目を集めているのが、農村（農業戸籍）出身の大学生と彼らが請け負っていた農地の問題である。農村原籍のある女子大生の場合、就職が決まらず都市で一年間アルバイト生活を送っていたが、故郷で請け負っていた農地はすでに収用されており、現状は職なし、土地なしの「双無」状況であるという。また三年



に在籍中の別の学生は、ダム建設用地として請負地を収用されたにもかかわらず、戸籍が現地にならぬため収用補償が受けられなかったという。

中国では、一九九五年以前は大学生の就職先は政府によって統一的に配分されていた。そのため戸籍も大学の集団（「集体」）戸籍として一括管理され、非農業戸籍となった大学生には農地請負の権利もなかった。その後、政府による統一配分はなくなりましたが、集団戸籍による管理はそのままであった。二〇〇三年に大学生の戸籍制度が改められ、集団戸籍へ移籍するかどうかは学生自身が決定できるようになった。集団戸籍の取得は選択的となったが、ここで問題となるのは一旦集団戸籍に転出した大学生に農地を請負う権利が残されているかどうかという点である。

「待業」中の大卒者が戸籍を原籍に戻せば上述のような問題は解決しそうなものであるが、現実にはそう簡単ではない。それは大学生が就職や留学に有利な非農業（都市）戸籍を手放すはずもないし、逆に農地の乏しい貧困村では農地請負権の生じる農業戸籍への再転入は歓迎されずにはないからである。

「農村土地請負法」では、農地の請負期間は三〇年で、請負権は家族全員が大都市へ転出しない限り返還する必要はない。この点から、上述の収用例は厳密に言えば違法であるうが、研究者の見解は必ずしも一致していない。それは多くの研究者が農地請負権は飽くまで農業と農家保護のためと考えているからである。

大学生の就職難が予期せぬ問題を顕在化させることとなったが、この問題は都市と農村の二重構造という視点から改めて検証する必要がある。

（小林熙直・アジア研究所教授）

アジア研究所だより

平成20年度発行物の紹介について

アジア研究所 叢書23 『東アジア共同体を
考える』 定価 本体1200円（税別）

東アジア共同体構築と日本の役割
..... 浦田秀次郎

東アジア共同体に慎重に対処すべし
..... 渡辺 利夫

東アジア共同体で先行するASEAN
..... 石川 幸一

日本企業の東アジア進出
..... 西澤 正樹

東アジア共同通貨は実現できるのか
..... 大西 義久

アジア研究シリーズ（研究プロジェクト成果
論文集）（非売品）
..... 大西 義久

アジア研究シリーズ No.67
『検証：中国WTO加盟七周年の効果：知
的財産権紛争をめぐる日中経済摩擦への
対応』

アジア研究シリーズ No.68
『東アジアにおけるグローバリゼーション
と国際化教育』

アジア研究シリーズ No.69
『東南アジア諸国における地域開発（ ）』

アジア研究シリーズ No.70
『中国の台頭とそのインパクト』

アジア研究シリーズ No.71
『アジアの文化、特に思想・宗教・言語の
多様性の研究（その4）』

アジア研究シリーズ No.72
『アジアにおける経済成長と環境保全の
両立は可能か』